

日常生活支援総合事業第一号訪問事業 重要事項説明書

(○○市 訪問型サービス事業)

訪問型サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	亀田産業株式会社
主たる事務所の所在地	千葉県鴨川市東町 1374
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役社長 亀田亜里
電話番号	04-7092-0800

2 利用事業所

ご利用事業所の名称	亀田ホームケアサービス○○
指定番号	千葉県○○○○○○○○号
所在地	千葉県○○市○○○○
営業日及び営業時間	【営業日】月～日曜日・祝祭日 ※休業日 12/31～1/3 【営業時間】午前 8:30～午後 5:00
電話番号	○○-○○○-○○○○
第三者評価等の実施	なし

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	亀田産業株式会社が開設する指定訪問介護事業所が行う日常生活支援総合事業第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、訪問介護員研修修了者(以下訪問介護員とする)が要支援状態にある高齢者および事業対象者に対し、適切な訪問介護サービスを提供する。
運営の方針	長年医療機関に隣接した環境で培ってきた専門性を生かし、特に介護度の高い方や医療的支援・多職種連携が必要なご利用者様に対しても安心してご利用いただける質の高いサービスの提供に努めています。

4 ご利用事業所の職員体制

事業所職員の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護福祉士	1 人	常勤 1 名
サービス提供責任者	介護福祉士	人	常勤 名
訪問介護員等	介護福祉士	人	常勤 名、非常勤 名
	実務者研修修了者	人	常勤 名
	ホームヘルパー 2 級課程修了者	人	常勤 名、非常勤 名
	初任者研修修了者	人	常勤 名、非常勤 名

5 利用料金

2026年6月改定

サービス内容			利用者様負担額		
1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)		利用料金	1割	2割	3割
訪問型独自サービス11	週1回程度	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
訪問型独自サービス12	週2回程度	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
訪問型独自サービス13	週2回を超える程度	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円
1月当たりの標準的な回数を定める場合(1回につき)		利用料金	1割	2割	3割
訪問型独自サービス21	標準的なサービス	2,870 円	287 円	574 円	861 円
訪問型独自サービス22	20～45分の生活援助	1,790 円	179 円	358 円	537 円
訪問型独自サービス23	45分以上の生活援助	2,200 円	220 円	440 円	660 円
訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護	1,630 円	163 円	326 円	489 円
加算料金		利用料金	1割	2割	3割
初回加算	初回月のみ	2,000 円	200 円	400 円	600 円
介護職員等処遇改善加算 I ロ	1月につき	所定単位数の28.7%を加算			

地域区分：その他 単位数単価：10.0円

※地域区分により単位数単価変動

その他の費用

- 1) 第一号訪問事業の給付金額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- 2) サービス提供中に発生する交通費（買い物等）は、公共運賃の実費又はヘルパー車を利用した場合は、1 kmあたり30円を別途頂きます。
- 3) 自己負担額1割又は2割又は3割の場合もあります。（介護保険負担割合証参照）

6 訪問型サービス計画の作成・変更

- 1) サービス提供責任者は、利用者様の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、訪問型サービスの目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した訪問型サービス計画を作成します。
- 2) 亀田産業株式会社は利用者様に係る訪問型サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとします。
- 3) 亀田産業株式会社は、訪問型サービス計画について、利用者様、担当地域包括支援センターもしくは同センターの委託を受けた事業所に対して説明し、作成するものとします。

- 4) 亀田産業株式会社は、訪問型サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに担当地域包括支援センターもしくは同センターの委託を受けた事業所に連絡するなど必要な援助を行います。

7 訪問型サービスの内容

- 1) 亀田産業株式会社は、訪問型サービスとして、訪問介護員等が利用者様の居宅を訪問して行う ①入浴、排せつ、食事等の介護、②調理、洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談及び助言、④その他利用者様に必要な日常生活上の支援を提供できます。
- 2) 亀田産業株式会社の訪問介護員等は、サービスの提供の都度、利用者様又は利用者様の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。
- 3) 訪問介護員等は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修 2 級課程又は介護職員初任者研修を修了した者としします。
- 4) 利用者様は、いつでも訪問型サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
亀田産業株式会社は、利用者様からの申し出があった場合、契約書の第 1 条に規定する（契約の目的）に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問型サービスの内容を変更します。

※次のようなサービスは、サービスとして提供することはできませんのでご了承ください。

- ①「本人の援助」に該当しないもの
ご家族のための洗濯、調理、買い物、布団干し・主として利用者様が使用する居室以外の掃除・来客の応接（お茶・食事の手配等）・自家用車の洗車等。
- ②「日常生活の援助」に該当しないもの
庭の草むしり・花木の水やり・犬の散歩等ペットの世話・家具等の移動・大掃除
窓ガラス磨き・室内外家屋の修理・正月料理等の特別な調理等。

8 訪問型サービスの基本方針

- 1) 亀田産業株式会社は、サービス担当者会議等を通じて、利用者様の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- 2) 亀田産業株式会社は、利用者様の介護予防に資するよう、その目標を設定し、訪問型サービス計画に基づき計画的に行うこととします。
- 3) 亀田産業株式会社は、自らその提供する訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって訪問型サービスの提供を行います。
- 4) 亀田産業株式会社は、訪問型サービスの提供に当たり、利用者様ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識します。また、亀田産業株式会社は、利用者様がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めます。
- 5) 亀田産業株式会社は、懇切丁寧に訪問型サービスを提供方法等を利用者様に対して解りやすく説明します。

9 訪問型サービスの提供記録

- 1) 亀田産業株式会社は、利用者様に対して訪問型サービスを提供する毎に、当該サービスの提供日、内容等を記録します。
- 2) 亀田産業株式会社は、利用者様に対する訪問型サービスの提供に関する記録を整備し、

完結日から契約書の「第 16 条」に定める期間保存します。

- 3) 利用者様は、亀田産業株式会社に対し、いつでも 1 項に規定する書面その他亀田産業株式会社に対する訪問型サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。但し、謄写に際して、亀田産業株式会社は利用者様に対して、実費相当額を請求できるものとします。

1 0 利用料等

- 1) 亀田産業株式会社が提供する訪問型サービス利用料及びその他の費用は、「5」に記載したとおりです。
- 2) 利用者様は、亀田産業株式会社から提供を受ける訪問型サービス利用料の 1 割又は 2 割又は 3 割を支払います。
- 3) 亀田産業株式会社は、利用者様に対し、毎月翌月 15 日までに、当月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- 4) 利用者様は、亀田産業株式会社に対し、当月の利用料を、毎月翌月 27 日（平日）までに口座引き落としの方法で支払います。

1 1 苦情処理

- 1) 利用者様又は利用者様の家族は、提供された訪問サービスに苦情がある場合、いつでも下記の苦情窓口申し立てることができます。
- 2) 亀田産業株式会社は、苦情の申し出があった場合は、速やかに事実確認を調査した上で、サービスの向上、改善に努めます。
- 3) 利用者様は亀田産業株式会社が提供した訪問型サービスに関する苦情がある場合には、市町村に苦情を申し立てることができます。

1 2 苦情申立窓口

・サービス提供事業所窓口

事業所名	亀田ホームケアサービス〇〇
電話	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
相談・受付時間	午前 8:30～午後 5:00（休業日を除く）
苦情担当者	当事業所の管理者 〇〇〇〇〇

・サービス提供事業所以外の窓口

〇〇市 介護保険係	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
千葉県国民健康保険連合会 介護保険課	043-254-7428
千葉県運営適正化委員会	043-246-0294

1 3 個人情報の使用等及び秘密の保持

- 1) 亀田産業株式会社及びその従業者は、別紙「亀田産業株式会社個人情報保護の指針」「亀田ホームケアサービスにおける個人情報の利用目的」に用い説明し交付します。利用者様及びそのご家族の個人情報を、サービス提供のために必要な範囲内において、使用・提供又は収集（以下、「使用等」とします。）させて頂くとともに、利用者様及びそのご家族は、予めこれに同意するものとします。尚、個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとします。

- 2) 亀田産業株式会社は、利用者様及びそのご家族の個人情報に関して、利用者様から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い、開示又は訂正するものとします。
- 3) 亀田産業株式会社及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

1 4 虐待の防止及び身体拘束について

- 1) 亀田産業株式会社は、利用者様の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。虐待発生及び防止の措置を適切に実施するための担当者は、当事業所の管理者とします。担当者：〇〇〇〇〇〇
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- 2) 原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただしやむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要素すべて満たしているかどうかについて検討・確認し、事前に利用者様及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 5 事業継続計画の策定等について

- 1) 亀田産業株式会社は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者様に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2) 亀田産業株式会社は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 亀田産業株式会社は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

1 6 衛生管理等について

- 1) 亀田産業株式会社は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 2) 亀田産業株式会社は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、以下の措置を講じます。
 - ①感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 その他留意事項

- 1) 利用者様及びそのご家族は、本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
- 2) 利用者様の担当となるサービス従事者の選任及び変更は、利用者様に適正かつ円滑にサービスを提供するため、亀田産業株式会社が行うものとし、利用者様がサービス従事者を指名することはできませんので、予めご了承ください。
- 3) 利用者様が、担当のサービス従事者の変更を希望する場合には、業務上不適当とされる事由を明らかにして、事業所までお申し出ください。但し、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、サービス従事者の変更を致しかねる場合があります。
- 4) 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますので、ご了承ください。
- 5) 感染拡大や災害時の状況下においては訪問できない場合があることをご了承ください。
- 6) サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① サービス従事者は、生活援助として行う買い物の場合を除き、現金をお預かりすることはありません。尚、買い物のため現金をお預かりする場合は、預かり書を作成しております。
 - ② サービス従事者は、預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書・その他有価証券等は、一切お預かりすることができませんので、ご了承下さい。
 - ③ 現金や貴重品は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管して下さい。
 - ④ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮は、遠慮させていただきます。
 - ⑤ 利用者様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・水道又はガス等を利用した場合、その代金は利用者様の実費負担となります。
 - ⑥ 従業者へのハラスメントに該当する行為には、サービスを中止させていただく事がありますので、ご理解・ご了承ください。（別途、依頼文書あり）

説明日 年 月 日

亀田産業株式会社は、利用者様及びご家族に対し、本重要事項説明書（第一号訪問事業）により重要事項並びに、個人情報の使用等及び秘密の保持について説明しました。

第一号訪問事業事業者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

千葉県〇〇市〇〇〇〇

事業所 亀田ホームケアサービス〇〇

説明者 氏名 印

利用者様及びご家族は、サービスの提供開始・重要事項・個人情報の使用等について同意いたします。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

（利用者様との続柄： ）